

令和4年度「自己点検・評価」報告書

令和5年3月

独立行政法人国立高等専門学校機構

釧路工業高等専門学校

令和4年度自己点検・評価委員会

まえがき

本校の自己点検・評価は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施している高等専門学校機関別認証評価（以下、機関別認証評価）の基準（基準 1 から基準 8）を準用して、自己点検・評価委員会が担当している。この実施周期は、令和 2 年度から隔年で実施することとなっている、令和 4 年度は全ての基準についての自己点検・評価をおこなった。

この中で、令和元年度に受審した機関別認証評価において「指摘事項（要改善）」とされた項目と「優れた点」とされた項目についての継続的な自己点検・評価結果の概要を以下に示した。なお、詳細については、各基準の自己評価の項を参照のこと。

基準 1

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学校の構成員及び学外関係者からの意見聴取について、卒業（修了）生及び進学先から意見聴取を行う体制が整備されておらず、その結果を自己点検・評価に反映しているとはいえない”については、令和 3 年度は改善が認められた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“準学士課程の一部科目において、複数年度に渡り、同一の試験問題が出題されている”については、令和 3 年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、見直しを行う体制を整備しておらず、学校の目的及び三つの方針の見直しが行われていない”については、令和 3 年度は改善の取り組みの途上であった。

基準 2

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“F D の結果について、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていることを学校として分析・評価する取組が十分とはいえない”については、令和 3 年度は改善の取り組みの途上であった。

基準 3

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」とされた“工学系専門科目の理解に必要な理数系基礎学力の習得、入学時における学力の補充及び学習習慣の定着についてのニーズに対して、数学や物理を苦手とする学生に対するリメディアル教育と学習習慣の定着を目的とした特別補習・自学自習支援（SSL 数学、SSL 物理）の取組”については、令和 3 年度も継続的に実施されていた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」とされた“高度な数学に対する興味を抱く学生のニーズに対して、数学を通して探求心、論理的思考、発信力、創造力、チャレンジ精神等を育むことを目的とした数学特進学習の取組”については、令和 3 年度も継続的に実施されていた。

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」とされた“障害学生支援委員会を中心とした取組”については、令和３年度も継続的に実施されていたが、一部継続的な課題も認められた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“施設等の利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制の整備が十分とはいえない”については、令和３年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“ＩＣＴ環境について、利用状況や満足度等を学校として把握し、改善するための体制が整備されていない”については、令和３年度は改善の取り組みの途上であった。

基準４

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた項目や「優れた点」とされた項目はなかった。

基準５

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」とされた“創造力を育む教育方法の工夫として、本格的な専門教育が始まる２年次において、各専門分野の基礎的内容と思考力を養う内容を組み合わせた授業科目としてスマートメカニクスコースでは「創造工学基礎演習」、エレクトロニクスコースでは「電子計算機Ⅰ」、「創造工学」、建築デザインコースでは「デザイン工学」の取組”については、令和３年度も継続的に実施されていた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学修単位科目の履修時間の実質化のための対策を学校として適切に講じていない”については、令和３年度は改善が認められた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない”については、令和３年度は改善が認められた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学修単位科目において、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握していない”については、令和３年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学校として成績評価の妥当性の事後チェックを実施しているとはいえない”については、令和３年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“成績評価資料が適切に保管されていない”については、令和３年度は改善が認められた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“一部科目において、複数年度に渡り、同一の試験問題が出題されている”と“一部科目において、本試

験と再試験で同一の試験問題が出題されている”については、令和３年度は改善の取り組みの途上であった。

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“卒業認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない”については、令和３年度は改善が認められた。

基準 6

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた項目や「優れた点」とされた項目はなかった。

基準 7

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」とされた“準学士課程（本科）卒業生の就職”について、令和３年度も継続的に実施されていた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、卒業生（卒業後５年程度経った者）からの意見聴取を行っていない。”については、令和３年度は改善が認められた。

基準 8

- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「優れた点」とされた“専攻科課程（学士課程）修了生の就職”について、令和３年度も継続的に実施されていた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“成績評価資料が適切に保管されていない”については、令和３年度は改善が認められた。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“学校として成績評価の妥当性の事後チェックを実施しているとはいえない”については、令和３年度は改善の取り組みの途上であった。
- ・令和元年度に受審した機関別認証評価において「改善を要する点」とされた“修了認定基準に関する学生の認知状況を学校として把握するための取組は十分とはいえない”については、令和３年度は改善の取り組みの途上であった。

以上

令和５年３月１６日
令和４年度自己点検・評価委員会
委員長 川村 淳浩

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点			
【重点評価項目】			
1－1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】			
観点 1－1－① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。			
【留意点】			
○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。 （改善への取組については1－1－④で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規程を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■ 定めている	◇実施の方針が明示されている規程等		
	資料1-1-1-(1)-01_釧路工業高等専門学校自己点検・評価実施要項（R2.4.1施行）		
	資料1-1-1-(1)-02_釧路工業高等専門学校自己点検・評価申し合わせ		
	資料1-1-1-(1)-03_評価・改善基本方針		
	資料1-1-1-(1)-04_評価基本方針（一部改正）		
	資料1-1-1-(1)-05_委員会規則		
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
	資料1-1-1-(1)-01_釧路工業高等専門学校自己点検・評価実施要項（R2.4.1施行）		再掲
	資料1-1-1-(1)-02_釧路工業高等専門学校自己点検・評価申し合わせ		再掲
	資料1-1-1-(1)-05_委員会規則		再掲
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
	資料1-1-1-(1)-01_釧路工業高等専門学校自己点検・評価実施要項（R2.4.1施行）		再掲
	資料1-1-1-(1)-02_釧路工業高等専門学校自己点検・評価申し合わせ		再掲

【重点評価項目】			
観点 1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。			
【留意点】			
○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。 自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する機構の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01_R1年度自己点検・評価報告書		
	資料1-1-2-(1)-02_R2年度自己点検・評価報告書		
	資料1-1-2-(1)-03_R3年度自己点検・評価報告書		
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-1-(1)-01_釧路工業高等専門学校自己点検・評価実施要項（R2.4.1施行）		再掲
	資料1-1-1-(1)-05_委員会規則		再掲
(2) 自己点検・評価を定期的実施しているか。	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかわかる資料も含む。）		
	資料1-1-2-(1)-01_R1年度自己点検・評価報告書		再掲
	資料1-1-2-(1)-02_R2年度自己点検・評価報告書		再掲
	資料1-1-2-(1)-03_R3年度自己点検・評価報告書		再掲
◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。			
(3) (2)の結果を公表しているか。	◇公表状況がわかる資料		
	令和1年度から令和3年度の自己点検・評価（概要）を、以下のWEBページで公開している。		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3644/		

【重点評価項目】			
観点1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。			
【留意点】			
○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。			
○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。			
○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（複数チェック■可）	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
	資料1-1-3-(1)-01_意見箱設置状況.pdf		
	資料1-1-3-(1)-02_意見箱投書への回答審議（学生委員会議事録抜粋）		
	資料1-1-1-(1)-01 釧路工業高等専門学校自己点検・評価実施要項（R2.4.1施行）		再掲
	資料1-1-1-(1)-02 釧路工業高等専門学校自己点検・評価申し合わせ		再掲
	資料1-1-3-(1)-03_アンケート依頼文(卒業生・修了生)		
	資料1-1-3-(1)-04_アンケート依頼文(企業)		
	資料1-1-3-(1)-05_アンケート依頼文(大学)		
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（複数チェック■可）	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
	外部評価に関しては、第三期中期目標・中期計画期間を総括するため、外部有識者である運営諮問委員会において、中期計画達成に関する自己評価結果について、評価を依頼し、一定の評価をえている。		
	資料1-1-3-(2)-01_運営諮問委員会規則		
	資料1-1-3-(2)-02_運営諮問委員会議題一覧		
	資料1-1-3-(2)-03_授業評価アンケート結果		
	資料1-1-3-(2)-04_令和4年度_前期_授業評価アンケート実施要項		
	資料1-1-3-(2)-05_令和4年度_後期_授業評価アンケート実施要項		
【卒業（修了）時の意見聴取】			

■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■ 卒業（修了）時の学生による満足度評価 □ その他 【卒業（修了）後の意見聴取】 □ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 □ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 □ その他 【外部評価】 ■ 外部有識者の検証 □ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。） □ 設置計画履行状況調査 □ その他 ◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。			
【重点評価項目】			
観点 1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】			
○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。			
1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。			
○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、J A B E E（日本技術者教育認定機構）による J A B E E 認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等）		
■ 整備されている			
	資料1-1-1-(1)-03 評価・改善基本方針		再掲
	資料1-1-1-(1)-04 評価基本方針(一部改正)		再掲
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。	◇対応状況がわかる資料		

■ 対応している	評価結果について周知のうえ、同一の試験問題を使用しないよう通知している。 資料1-1-4-(2)-01_R元.11.11教員連絡会記録		
	資料1-1-4-(2)-02_R2.2.3教員連絡会記録		
	資料1-1-4-(2)-03_R2.3.30教職員通知メール		
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01_R1年度自己点検・評価報告書 資料1-1-2-(1)-02_R2年度自己点検・評価報告書 資料1-1-2-(1)-03_R3年度自己点検・評価報告書		再掲 再掲 再掲
1－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
評価の視点			
1－2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。			
(準学士課程)			
観点1－2－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】			
○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。			
○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。			
○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。			
○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。			
○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。			

関係法令（法）第117条（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関する ガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	「ディプロマポリシー（卒業認定方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_diploma_policy2.pdf		
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	「本校の教育・学習目標」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3261/		
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している	「ディプロマポリシー（卒業認定方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_diploma_policy2.pdf		
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
観点1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されるところから、整合性を分析する際には、形式に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。） ○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。			
関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関する ガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）		
	「カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/honka_curriculum_policy2.pdf		
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	「カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/honka_curriculum_policy2.pdf		
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している □ 学習成果をどのように評価するかを示している □ その他			
	「カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/honka_curriculum_policy2.pdf		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
観点 1－2－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年 3 月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。 ○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。 なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の 3 要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。 ○ 「学力の 3 要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。			
関係法令 （法）第57条、第118条（施）第165条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年 3 月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	「アドミッションポリシー（入学者受入方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/admission-policy-honka.pdf		
(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している	「アドミッションポリシー（入学者受入方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/admission-policy-honka.pdf		
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している	「アドミッションポリシー（入学者受入方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/admission-policy-honka.pdf		
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している	「アドミッションポリシー（入学者受入方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/admission-policy-honka.pdf		
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている	「アドミッションポリシー（入学者受入方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/admission-policy-honka.pdf		
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
（専攻科課程） 観点1－2－④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ 観点1－2－①の留意点に準ずるものとする。			
関係法令（法）第119条第2項（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている ■ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		
	「ディプロマポリシー（卒業認定方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_diploma_policy2.pdf		
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	「ディプロマポリシー（卒業認定方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_diploma_policy2.pdf		
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している	「ディプロマポリシー（卒業認定方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_diploma_policy2.pdf		
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点 1－2－⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】
○ 観点 1－2－②の留意点に準ずるものとする。

関係法令 （施）第165条の2 （設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン
（平成28年 3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている ■ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料		
	「カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_curriculum_policy2.pdf		
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	「カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_curriculum_policy2.pdf		
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可）			
	■ どのような教育課程を編成するかを示している	「カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）」	
		https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_curriculum_policy2.pdf	
	■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している		
	□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。	
観点1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】			
○ 観点1－2－③の留意点に準ずるものとする。			
関係法令（法）第119条第2項（施）第165条の2、第177条			
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可）	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	■ 専攻科課程全体として定めている	「アドミッションポリシー（入学受入方針）」	
	■ 専攻ごとに定めている	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/admission-policy-senkouka.pdf	
	□ その他		
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。	「アドミッションポリシー（入学受入方針）」		
	■ 目的・方針等を踏まえて策定している	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/admission-policy-senkouka.pdf	
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学選抜の基本方針」を明示しているか。	「アドミッションポリシー（入学受入方針）」		
	■ 明示している	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/admission-policy-senkouka.pdf	
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。	「アドミッションポリシー（入学受入方針）」		

■ 明示している	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/admission-policy-senkouka.pdf		
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている	「アドミッションポリシー（入学受入方針）」		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/09/admission-policy-senkouka.pdf		
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
1－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
評価の視点			
1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。			
観点1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。			
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。			
関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断しない			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ■ なっている	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規程等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-3-1-(1)-01_釧路工業高等専門学校の目標・ポリシー・方針等制定規則		
	資料1-1-1-(1)-03_評価・改善基本方針		再掲
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検していない	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	昨年度の報告では、高専機構から三つの方針に対する改訂依頼が来ており、これに対応する作業が進められているとのことだが、令和4年度においてもこの作業が継続中である。令和4年8月29日の企画会議及び9月29日の運営会議において、教学マネジメント準備室への諮問という形で、検討のための体制整備が指示されており、その試問の回答が、2023年3月になされる。		
	資料1-3-1-(2)-01_教学マネジメント準備室への諮問事項		

1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準 1

優れた点			
改善を要する点			

end

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点			
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			
観点 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】 ○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。			
関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料2-1-1-(1)-01_創造工学科の教育上の編成等に関する規則（H28.4.1施行）	第4条、第5条において、各コース・分野の「教育上の目的」が明記されている。	
	資料2-1-1-(1)-02_ディプロマポリシー(卒業認定方針)	https://www.kushiroct.ac.jp/wordpress/pdf/honka_diploma_policy2.pdf に掲載。	
	本校は創造工学科1学科3コースのもと5分野を設置している。卒業認定方針（ディプロマ・ポリシー）において「学習目標に定める実践的・創造的技術者としての能力及び各コース・各分野に下記の能力を身につけ、5年間の課程を修了した者に対し卒業を認定する。」と定めており、「釧路工業高等専門学校の使命及び目的」、「養成すべき人材像」と共に、学校の目的に沿っており、整合性を有した学科の構成となっている。		
観点 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】 ○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。			
関係法令 (法)第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-2-(1)-01_釧路工業高等専門学校学則(該当箇所)	第11章 第50条、第51条の2において策定。	
	資料2-1-2-(1)-02_ディプロマポリシー(修了認定方針)	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/senkouka_diploma_policy2.pdf に掲載。	

	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	本校専攻科は、建設・生産システム工学専攻及び電子情報システム工学専攻の2専攻を設置している。修了認定方針（ディプロマ・ポリシー）において「学習目標に定める実践的・創造的技術者としての能力及び各専攻に下記の能力を身につけることを達成した者に対し修了を認定する。」と定めており、「釧路工業高等専門学校の使命及び目的」の専攻科に関する記載および「養成すべき人材像」と共に、学校の目的に沿っており、整合性を有した専攻の構成となっている。		
観点2－1－③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	■ 整備している	資料1-1-1-(1)-05_釧路工業高等専門学校委員会規則	再掲
		釧路工業高等専門学校委員会規則にて、 第2章 教務委員会 第3章 学生委員会 第4章 寮務委員会 第5章 図書館委員会 第6章 入学試験委員会 第7章 キャリア教育支援委員会 第8章 障害学生支援委員会 第9章 専攻科委員会 第10章 自己点検・評価委員会 第11章 国際交流委員会 第12章 いじめ対策委員会 を策定。	
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	■ 行っている	資料2-1-3-(2)-01_令和3年度各委員会議事要旨	令和3年度の委員会資料より抜粋。
2－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

なし			
評価の視点 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。			
観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。 【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例1）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 （例2）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。 ○ (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。			
関係法令（法）第120条（設）第6条、第7条、第8条、第9条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
■ 確保している	資料2-2-1-(1)-01_2021年度学校要覧(一般科目)	p21参照	
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。	資料2-2-1-(2)-01_2021年度学校要覧抜粋(専門科目)	p24, 27, 30, 33, 36参照	
■ 確保している			
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。	資料2-2-1-(2)-01_2021年度学校要覧抜粋(専門科目)	p24, 27, 30, 33, 36参照	再掲
■ 確保している			
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。	◇【様式2-3】担当教員一覧表等		
■ 担当が適切である	資料2-2-1-(2)-01_2021年度学校要覧抜粋(専門科目)	p24, 27, 30, 33, 36参照	再掲
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（複数チェック■可）	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		
■ 博士の学位	資料2-2-1-(1)-01_2021年度学校要覧(一般科目)	p21参照	再掲

■ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ■ 技術資格 ■ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） □ 海外経験 □ その他	資料2-2-1-(2)-01_2021年度学校要覧抜粋(専門科目)	p24, 27, 30, 33, 36参照	再掲
	資料2-2-1-(5)-01_教務委員会資料(非常勤)		
	資料2-2-1-(5)-02_シラバス抜粋(ネイティブ)		
	資料2-2-1-(2)-01_2021年度学校要覧抜粋(専門科目)	p24, 27, 30, 33, 36参照（技術士，1級建築士）	再掲
	資料2-2-1-(5)-01_教務委員会資料(非常勤)		再掲
	資料2-2-1-(5)-03_シラバス抜粋(実務経験)		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令（法）第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する
--

（根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科の認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。
--

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【様式2-3】担当教員一覧表等		
■ 適切に確保している	「高専WEB シラバス」 https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicDepartments?school_id=03&lang=ja	担当授業科目および担当教員が記載されている。	
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。	資料2-2-2-(2)-01_特例適用専攻科の認定審査の結果	専攻科委員会資料、特例適用専攻科の認定審査結果	
■ 担当が適切である	資料2-2-2-(2)-02_シラバス抜粋	専攻科シラバスの一部抜粋	
	◆左記について、資料を基に記述する		

	一例として、資料2-2-2-(2)-01の「1ページ目No.1」および「2ページ目No.3」の教員のシラバスを資料2-2-2-(2)-02に示している。学習総まとめ科目の個票課題に対して担当授業科目の内容が一致しており、担当が適切であると判断する。		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		
■ 担当が適切である	本校教員の研究者情報については、国立高専研究情報ポータルサイト https://research.kosen-k.go.jp/ に記載されている。 また、担当授業科目の内容については、高専WEBシラバス https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicDepartments?school_id=03&lang=ja に記載されている。 以上から適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していると判断できる。		
観点 2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。 【留意点】なし。			
関係法令 (設)第6条第6項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■ 配慮している	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。） 資料2-2-3-(1)-01_教員の年齢構成	Webサイト「 https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/09/23/3636/ 」で公開	
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。		
	募集する職域、採用業務の中で、職種や担当内容により必然的に年齢構成の平均化が図れている。		
(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。（複数チェック■可）	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
■ 教育経歴	資料2-2-3-(2)-01_教員選考基準	「第5 その他の望ましい能力・条件等」の1.⑤に記載	
■ 実務経験	資料2-2-3-(2)-01_教員選考基準	「第5 その他の望ましい能力・条件等」の1.に記載	再掲

■ 男女比 □ その他	資料2-2-3-(2)-02_教員公募	分野の特性上、男女比が偏っているが、教員公募の「9. 選考方法」に「女性の優先採用」を明記	
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（複数チェック■可）	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-01_校長裁量経費取扱要項	「2. 経費の種類」 - 「(2)重点配分プロジェクト経費」 - 「②研究活性化支援経費」 - 「(4)学位等取得の支援」で制定	
	資料2-2-3-(3)-02_教員の選考手続きについて		
	資料2-2-3-(3)-03_教育業績賞実施要項		
	資料2-2-3-(3)-01_校長裁量経費取扱要項		再掲
	資料2-2-3-(3)-04_学年末休業期間中の休日の変更について		
	資料2-2-3-(3)-05_教員交流の実施について		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし			
評価の視点			
2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01_校長個人面談実施要項		
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-2-3-(2)-01_教員選考基準		再掲
	資料2-2-3-(3)-02_教員の選考手続きについて		再掲
	資料2-3-1-(1)-02_教職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則	主に「第32条」に記載	
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	資料2-3-1-(1)-02_教職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則	主に「第32条」に記載	再掲
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（複数チェック■可） ■ 給与における措置 ■ 研究費配分における措置 □ 教員組織の見直し ■ 表彰 □ その他			
	資料2-3-1-(1)-02_教職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則	主に「第20条、32条」に記載	再掲
	資料2-2-3-(3)-01_校長裁量経費取扱要項	「2. 経費の種類」に記載	再掲
	資料2-2-3-(3)-03_教育業績賞実施要項		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 資料2-3-1-(1)-02「第20条」に昇給について、「第32条」に昇給区分及び昇給の号給数について規定されている。 資料2-2-3-(3)-01「2. 経費の種類」-「(1) 教員教育研究経費」に「②科学研究費申請加算」「⑤本校教育業績賞の前年度受賞者への教育・研究経費支援」が記載されている。		
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
	◇実施していることがわかる資料		

	資料2-3-1-(4)-01_授業評価アンケート実施要項		
観点 2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。 【留意点】 ○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。			
関係法令 (設)第11～14条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。）		
■ 定めている	資料2-2-3-(2)-01_教員選考基準	「第4. 評価項目」に記載	再掲
	資料2-2-3-(3)-02_教員の選考手続きについて	項目「7」に記載	再掲
	資料2-3-1-(1)-02_教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則	「第20条、32条」に記載	再掲
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（複数チェック■可）	◇実施・確認していることがわかる資料		
■ 模擬授業の実施	資料2-2-3-(2)-02_教員公募	「9. 選考方法」に記載	再掲
■ 教育歴の確認	資料2-2-3-(2)-01_教員選考基準	「第4. 評価項目」-「1. 教育能力」-「(2) ⑤」に記載	再掲
■ 実務経験の確認	資料2-2-3-(2)-01_教員選考基準	「第4. 評価項目」-「1. 教育能力」-「(2) ⑦」に記載	再掲
■ 海外経験の確認	資料2-2-3-(2)-01_教員選考基準	「第5 その他の望ましい能力・条件等」-項目「2. 」に記載	再掲
■ 国際的な活動実績の確認	資料2-2-3-(2)-01_教員選考基準	「第5 その他の望ましい能力・条件等」-項目「2. 」に記載	再掲
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
■ 行っている	資料2-3-2-(3)-01_教員採用数・昇任数		
	教員採用者数・昇任者数を「資料2-3-2-(3)-1_教員採用数・昇任数.pdf」の通りおこなっている。		
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
■ 定めている	資料2-3-2-(4)-01_教務申し合わせ抜粋（非常勤）		

2-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
なし			
評価の視点			
2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。			
【留意点】なし。			
関係法令（設）第17条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
	資料1-1-1-(1)-05_釧路工業高等専門学校委員会規則	「第2章 教務委員会」-「第10条」-「五」に記載	再掲
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-01_4月定例教務委員会(抜粋)	「2.教育の質の向上・改善に向けた取り組みと教育環境の整備・活用」-「2(1)」に記載	
	資料2-4-1-(1)-02_2月定例教務委員会(抜粋)		
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■ 実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-02_2月定例教務委員会(抜粋)		再掲
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等		
		なし	
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついていない	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。		

		参加状況が確認できる資料なし。報告書なし。 令和3年度に実施した「ポートフォリオ教育の実施に向けて」は、令和4年度の1年生を対象に実際に「ポートフォリオ」が作成されているが、エビデンスとなる資料がない。		
観点2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。				
【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。				
関係法令 (法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 (設)第7条、第10条、第25条第2項				
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する				
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している		◇【様式2-1】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料		
		資料2-4-2-(1)-01_2021年度学校要覧抜粋(教育支援)	p.43, 45, 46, 47	
		資料2-4-2-(1)-02_図書館規則		
		資料2-4-2-(1)-03_情報処理センター規則		
		資料2-4-2-(1)-04_教育研究支援センター規則		
		資料2-4-2-(1)-05_学習支援センター規則		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している		資料2-4-2-(1)-02_図書館規則		再掲
観点2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。				
【留意点】 ○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。 FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。				
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する				
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■ 行っている		◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
		資料2-4-3-(1)-01_00【人事・給与係】1-1_人事に関する調査（シート04）		
2-4 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。				

なし			

基準 2

優れた点

改善を要する点

「観点 2－4－①」令和3年度に実施した教員FD「ポートフォリオ教育の実施に向けて」は、令和4年度の1年生全クラスを対象に「ポートフォリオ」が実際に作成されているが、FD参加状況が確認できる資料がなく分析・評価がない。			

end ←消去しないこと（マクロ用）

基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点			
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。 また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。			
観点 3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。 【留意点】 ○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定されている施設のことである。			
関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
	資料 3-1-1-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P60（施設概況、配置図）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	
	資料 3-1-1-(1)-02_釧路工業高等専門学校配置図	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/uploads/files/R01_kyanpasumap.pdf	
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。	◇【様式2-1】高等専門学校現況表		
	資料 3-1-1-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P60（施設概況、配置図）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	再掲
	資料 3-1-1-(1)-02_釧路工業高等専門学校配置図	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/uploads/files/R01_kyanpasumap.pdf	再掲
(3) 運動場を設けているか。	◇設置状況がわかる資料		
	資料 3-1-1-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P60（施設概況、配置図）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	再掲
	資料 3-1-1-(1)-02_釧路工業高等専門学校配置図	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/uploads/files/R01_kyanpasumap.pdf	再掲
	資料 3-1-1-(3)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P102（釧路高専配置図）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。	◇設置状況がわかる資料		
	資料 3-1-1-(4)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P103（釧路高専校舎平面図）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
	資料 3-1-1-(3)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P102（釧路高専配置図）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	再掲

(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。(複数チェック■可) ■ 実験・実習工場 □ 練習船 □ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料 3-1-1-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P60 (施設概況、配置図)	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	再掲
	資料 3-1-1-(1)-02_釧路工業高等専門学校配置図	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/uploads/files/R01_kyanpasumap.pdf	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■ 設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料 3-1-1-(4)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P103 (釧路高専校舎平面図)	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	再掲
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。(複数チェック■可) ■ 厚生施設 ■ コミュニケーションスペース □ その他	◇設置状況がわかる資料		
	資料 3-1-1-(7)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P85-P88 (6 福利・厚生関係)	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	
	資料 3-1-1-(4)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P103 (釧路高専校舎平面図)	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	再掲

	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇安全衛生管理体制がわかる資料 資料 3-1-1-(8)-01_11-12 釧路工業高等専門学校安全衛生委員会規則 ◇設備使用に関する規程、設備利用の手引き等 資料 3-1-1-(8)-02_実習工場および工場内機器類の使用上の注意事項	平成27年4月1日施行	
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■ 機能している	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている実例に関する資料を基に記述する。 資料 3-1-1-(9)-01_令和3年度第12回安全衛生委員会議事概要	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点等により、講話・実技を伴う「救急救命講習会」、「メンタルヘルス講演会」は実施が困難であった。	
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料 資料 3-1-1-(10)-01_校内バリアフリー化資料（令和3年度）	校舎の玄関はスロープを備えた自動ドアとなっている。また、校内に既にエレベータを3基、多目的トイレを3箇所備えている。令和3年度には1号棟1階の総務課事務室付近を改修し、入口部分を自動ドア及び引き戸に変更している。	
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料 資料 3-1-1-(11)-01_2-1 釧路工業高等専門学校運営組織規則 資料 3-1-1-(11)-02_11-20 釧路工業高等専門学校企画会議規則 資料 3-1-1-(11)-03_11-26 釧路工業高等専門学校委員会規則 資料 3-1-1-(11)-04_3-26 釧路工業高等専門学校自己点検・評価実施要項 資料 3-1-1-(11)-05_3-27 釧路工業高等専門学校自己点検・評価に関する申し合わせ 資料 3-1-1-(11)-06_6-09 釧路工業高等専門学校施設活用の実態調査及び是正勧告に関する取扱要項 資料 3-1-1-(11)-07_6-10 釧路工業高等専門学校教育研究施設の有効活用に関する取扱要項 資料 3-1-1-(11)-08_6-11 釧路工業高等専門学校施設及び設備等に係る点検・評価等に関する取扱要項	令和4年4月1日施行 令和2年7月29日施行 令和2年4月1日施行 令和2年4月1日施行 令和2年4月1日施行 平成28年4月1日施行 平成28年4月1日施行 平成28年4月1日施行	
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料 資料 3-1-1-(12)-01_令和3年度12月定例寮務委員会議事録 以下、「施設に関するアンケート調査」について、調査対象者に学生が含まれていないため、以下の資料は参考の扱い。 資料 3-1-1-(12)-02_（議事概要）第29回企画会議R021117 資料 3-1-1-(12)-03_令和2年度実施「施設に関するアンケート調査」集計結果	1.報告事項(4)学寮生活のアンケートの集計結果について（資料1） 「施設に関するアンケート調査」を3年に1回実施することとしており、直近では令和2年度に実施し、11月17日開催の企画会議に報告している。こうした調査及び利用者や委員会等から寄せられる要望に対して、予算の範囲内で改善を行っている。	

資料 3-1-1-(12)-04_令和2年度実施「施設に関するアンケート調査」集計結果別紙 1～5		
◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
資料 3-1-1-(12)-01_令和3年度12月定例寮務委員会議事録	2.審議事項(5)寮則の見直しについて	再掲
資料 3-1-1-(12)-05_教育・生活環境の改善を行った代表例（令和3年度）	令和3年度には、以下の工事を代表例として挙げる。 ①学生からの要望を受けて、校舎から鶴峰会館間のアーケードに照明取付。 ②男女共同参画推進室からの要望を受けて、女子トイレに個室上部間仕切り取付。 ③教員や通行者からの要望を受け、アイスホッケー場に落雪注意の看板設置。	

観点 3－1－② 教育内容、方法や学生のニーズに対応した I C T 環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

- 【留意点】
- この観点の I C T 環境とは、無線・有線 L A N やパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。
 - この観点では、ハードウェアの側面から捉えた I C T 環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点 3－2－②で分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応した I C T 環境を適切に整備しているか。	◇ I C T 環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）		
■ 整備している	資料 3-1-2-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P45（情報処理センター）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	
	資料 3-1-2-(1)-02_6-17 釧路工業高等専門学校情報処理センター規則	令和4年4月1日施行	
(2) I C T 環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、I C T 環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料		
■ 整備している	資料 3-1-2-(2)-01_釧路工業高等専門学校情報セキュリティ管理規則	平成29年9月20日施行	
	資料 3-1-2-(2)-02_釧路工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規則	平成29年9月20日施行	
	資料 3-1-2-(2)-03_釧路工業高等専門学校情報セキュリティ推進規則	平成29年9月20日施行	
	資料 3-1-2-(2)-04_釧路工業高等専門学校情報セキュリティ利用者規則	平成29年9月20日施行	
	資料 3-1-2-(2)-05_釧路工業高等専門学校ソフトウェア管理規則	平成29年9月20日施行	
(3) I C T 環境は有効に活用されているか。	◇ I C T 環境の利用状況がわかる資料		
■ 活用されている	資料 3-1-2-(3)-01_令和3年度前期授業時間割	プログラミング演習室（第1）、プログラミング演習室（第2）、電子工学応用実験室、情報処理実験室、情報基礎実験室	
	資料 3-1-2-(3)-02_令和3年度前期授業時間割(遠隔用)		

釧路工業高等専門学校

	資料 3-1-2-(3)-03_令和3年度後期授業時間割	プログラミング演習室（第1）、プログラミング演習室（第2）、電子工学応用実験室、情報処理実験室、情報基礎実験室	
	資料 3-1-2-(3)-04_令和3年度鶴翔寮生活のしおり		
(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料 3-1-1-(11)-04_3-26 釧路工業高等専門学校自己点検・評価実施要項	令和2年4月1日施行	再掲
	資料 3-1-1-(11)-05_3-27 釧路工業高等専門学校自己点検・評価に関する申し合わせ	令和2年4月1日施行	再掲
	資料 3-1-2-(1)-02_6-17 釧路工業高等専門学校情報処理センター規則	令和4年4月1日施行	再掲
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能していない	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-2-(5)-01_令和3年度9月定例運営会議議事概要	一部教職員から、ICT環境が不十分である旨の意見があり（R3.9運営会議）、各分野等の意見が反映できるよう、次年度に向け組織体制を整えた（R3.12運営会議）。	
	資料3-1-2-(5)-02_令和3年度12月定例運営会議議事概要		
		例えば「ICT環境に関するアンケート調査」など、学校のICT環境の利用状況や満足度等に対する学校としての取組が認められない。	
観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。			
【留意点】 ○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。 ○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。			
関係法令（設）第25条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料		
	資料 3-1-3-(1)-01_釧路工業高等専門学校図書館概要	https://www.kushiro-ct.ac.jp/library/gaiyo/gaiyo.html	
	資料 3-1-3-(1)-02_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P43（図書館）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
	資料 3-1-3-(1)-01_釧路工業高等専門学校図書館概要	https://www.kushiro-ct.ac.jp/library/gaiyo/gaiyo.html	再掲
	資料 3-1-3-(1)-02_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P43（図書館）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	再掲

(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料 資料 3-1-3-(3)-01_大学・短期大学・高等専門学校図書館調査票2022_抜粋 資料 3-1-3-(3)-02_令和3年度図書館利用統計		
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料 資料 3-1-3-(4)-01_釧路工業高等専門学校図書館利用案内 資料 3-1-3-(4)-02_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P65-68（4.図書館関係） 資料 3-1-3-(1)-02_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P43（図書館）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/library/annnai/annnai.pdf https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	再掲
3－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
評価の視点 3－2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。 また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。			
観点3－2－① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 【留意点】 ○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。 ○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。（複数チェック■可） ■ 学科生 ■ 専攻科生 ■ 編入学生 ■ 留学生 ■ 障害のある学生 □ 社会人学生 □ その他	◇実施状況がわかる資料 資料 3-2-1-(1)-01_令和3年度入学式当日のスケジュール 資料 3-2-1-(1)-02_令和3年度4月特別時間割 資料 3-2-1-(1)-03_令和3年度新入生ガイダンス実施要項 資料 3-2-1-(1)-04_令和3年度教務ガイダンス 資料 3-2-1-(1)-05_令和3年度専攻科ガイダンス配布物品 資料 3-2-1-(1)-06_令和3年度第2回障害学生支援委員会議事概要		

	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
観点3－2－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】 ○ (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。 ○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（複数チェック■可）	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
■ 担任制・指導教員制の整備	資料 3-2-2-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校校務分掌		
■ オフィスアワーの整備	資料 3-1-2-(3)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校前期授業時間割		再掲
■ 対面型の相談受付体制の整備	資料 3-1-2-(3)-03_令和3年度釧路工業高等専門学校後期授業時間割		再掲
■ 電子メールによる相談受付体制の整備	資料 3-2-2-(1)-02_8-12 釧路工業高等専門学校学生相談室規則		
□ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備	資料 3-2-2-(1)-03_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P47（学生相談室）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	
■ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備	資料 3-2-2-(1)-04_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P97-98（6 福利・厚生関係 (12)学生相談室）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
■ 外国への留学に関する支援体制の整備	資料 3-2-2-(1)-05_釧路工業高等専門学校学生相談室	https://www.kushiro-ct.ac.jp/soudan/	
■ その他	資料 3-2-2-(1)-06_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P38-42（2 学則及び諸規則 (8)釧路工業高等専門学校学業成績の試験、評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規学生相談室）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
	資料 3-2-2-(1)-07_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P45（2 学則及び諸規則 (10)留学に関する規則）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
	資料 3-1-1-(11)-01_2-1 釧路工業高等専門学校運営組織規則	令和4年4月1日施行	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料 3-2-2-(1)-08_2021年度釧路工業高等専門学校学習支援センター活動方針		
	資料 3-2-2-(1)-09_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P47（学習支援センター）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	
(2) (1)は、学生に利用されているか。	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料		
■ 利用されている	資料 3-2-2-(2)-01_令和3年度第11回学生相談室会議「資料1_利用統計報告について」		
	資料 3-2-2-(2)-02_令和3年度第11回学生相談室会議「資料4_令和3年度の反省及び次年度への申し送り事項について」		
	資料 3-2-2-(2)-03_令和3年度第1回国際交流委員会議事概要		

	資料 3-2-2-(2)-04_令和3年度第5回国際交流委員会議事概要		
	資料 3-2-2-(2)-05_2021年度活動報告_1年SSL数学		
	資料 3-2-2-(2)-06_2021年度活動報告_2年SSL数学		
	資料 3-2-2-(2)-07_2021年度活動報告_SSL物理		
	資料 3-2-2-(2)-08_2021年度活動報告_特進数学		
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（複数チェック■可）	◇制度がわかる資料		
■ 担任制・指導教員制の導入	資料 3-1-1-(11)-01_2-1 釧路工業高等専門学校運営組織規則		再掲
□ 学生との懇談会	資料 3-2-2-(3)-01_令和3年度学級担任の手引き		
■ 意見投書箱			
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(4) (3)は、有効に機能しているか。	◇制度の機能状況がわかる資料		
■ 機能している	資料 3-2-2-(4)-01_令和3年度2月臨時教務委員会議事概要	2.審議事項(6)意見箱への投書について	
観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。			
【留意点】			
○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。			
○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。			
関係法令 教育基本法第4条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7～11条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料 3-2-3-(1)-01_1-1 釧路工業高等専門学校学則_本文		
	資料 3-2-3-(1)-02_1-1 釧路工業高等専門学校学則_別表第1(一般科目教育課程)		
	資料 3-2-3-(1)-03_1-1 釧路工業高等専門学校学則_別表第2(専門科目教育課程)		
	資料 3-2-3-(1)-04_8-17 釧路工業高等専門学校外国人留学生の特例等に関する規則	平成28年4月1日施行	
	資料 3-2-3-(1)-05_8-27 釧路工業高等専門学校交換留学生受入規則	平成28年4月1日施行	
	資料 3-2-3-(1)-06_令和3年度釧路工業高等専門学校寮務関係申し合わせ類集	令和3年12月10日	
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
■ 行っている	資料 3-2-3-(2)-01_令和3年度3月定例寮務委員会議事概要	1.報告事項(5)令和4年度の寮生会役員、各委員およびチューターについて	

	資料 3-2-3-(2)-02_令和3年度校務分掌		
	資料 3-2-3-(2)-03_令和3年度チューター委嘱について		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料 3-2-3-(2)-04_令和3年4月釧路工業高等専門学校定例寮務委員会議事概要		
	資料 3-2-3-(2)-05_令和3年度チューター業務実施確認について		
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料 3-2-3-(1)-01_1-1 釧路工業高等専門学校学則_本文		再掲
	資料 3-2-3-(1)-02_1-1 釧路工業高等専門学校学則_別表第1(一般科目教育課程)		再掲
	資料 3-2-3-(1)-03_1-1 釧路工業高等専門学校学則_別表第2(専門科目教育課程)		再掲
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
	資料 3-2-3-(4)-01_令和3年度4月定例教務委員会議事概要		
	資料 3-2-3-(2)-04_令和3年4月釧路工業高等専門学校定例寮務委員会議事概要		再掲
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	◇入学後に補習授業や学習相談を行っている場合には、実施状況及びその内容(担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。)		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備していない	◇整備状況がわかる資料		
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇社会人学生を支援する取組(情報提供(電子メール、ウェブサイト等。))がわかる資料		
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料(オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。)		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料 3-1-1-(11)-03_11-26 釧路工業高等専門学校委員会規則	令和2年4月1日施行	再掲
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。	◇障害のある学生を支援する取組(ノートテーカー、チューターの配置)がわかる資料		

■ 行っている	資料 3-2-3-(8)-01_令和3年度5月臨時教務委員会(メール審議)_議事概要		
	資料 3-2-3-(8)-02_令和3年度5月臨時教務委員会(メール審議)_結合資料		
	資料 3-2-3-(8)-03_令和3年度障害学生支援サポートチーム		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料 3-2-3-(8)-04_令和3年度第1回釧路工業高等専門学校障害学生支援委員会議事概要		
	資料 3-2-3-(8)-05_令和3年度第2回釧路工業高等専門学校障害学生支援委員会議事概要		
	資料 3-2-3-(8)-06_令和3年度第3回釧路工業高等専門学校障害学生支援委員会議事概要		
	資料 3-2-3-(8)-07_令和3年度第4回釧路工業高等専門学校障害学生支援委員会議事概要		
	資料 3-2-3-(8)-08_令和3年度第5回釧路工業高等専門学校障害学生支援委員会議事概要		
	資料 3-2-3-(8)-09_令和3年度第6回釧路工業高等専門学校障害学生支援委員会議事概要		
	資料 3-2-3-(8)-10_令和3年度保護者向け報告書(ひな型)		
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応しているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料 3-1-1-(11)-03_11-26 釧路工業高等専門学校委員会規則	令和2年4月1日施行	再掲
	資料 3-2-3-(8)-10_令和3年度保護者向け報告書(ひな型)		再掲
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
	資料 3-2-3-(10)-01_令和3年度4月教員会議議事概要		
観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 【留意点】なし。 関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条 いじめ防止対策推進法第35条 観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。(複数チェック■可) ■ 学生相談室 ■ 保健センター ■ 相談員やカウンセラーの配置	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)		
	資料 3-2-4-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P15(釧路工業高等専門学校組織図)	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	
	資料 3-2-2-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校校務分掌		再掲
	資料 3-2-2-(1)-04_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P47(学生相談室)	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	再掲

釧路工業高等専門学校

■ ハラスメント等の相談体制 ■ 学生に対する相談の案内等 ■ 奨学金 ■ 授業料減免 □ 特待生 ■ 緊急時の貸与等の制度 ■ いじめの防止・早期発見・対処等の体制 □ その他	資料 3-2-4-(1)-02_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P97-98 (6 福利・厚生関係 (10)保健室、(11)健康相談、(12)学生相談室)	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
	資料 3-2-2-(1)-06_釧路工業高等専門学校学生相談室	https://www.kushiro-ct.ac.jp/soudan/	再掲
	資料 3-2-4-(1)-03_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P16 (産業医、学校医等)	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	
	資料 3-2-4-(1)-04_釧路工業高等専門学校保健室からのお知らせ	https://www.kushiro-ct.ac.jp/sliffe/nurses-office/	
	資料 3-2-4-(1)-05_4-21 釧路工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規程	平成25年2月28日施行	
	資料 3-2-4-(1)-06_令和3年度釧路工業高等専門学校ハラスメント相談員		
	資料 3-2-4-(1)-07_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P90-94 (6 福利・厚生関係 (5)釧路工業高等専門学校授業料 (寄宿料を含む) の免除及び徴収猶予に関する内規保健室、(6)奨学金制度)	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
	資料 3-2-4-(1)-08_釧路工業高等専門学校授業料免除・奨学金等	https://www.kushiro-ct.ac.jp/2020/01/01/3508/	
	資料 3-2-4-(1)-09_8-30 釧路工業高等専門学校いじめ防止等基本計画	令和2年7月29日制定	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に行っているか。 ■ 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料		
	資料 3-2-4-(2)-01_釧路工業高等専門学校保健室からのお知らせ	https://www.kushiro-ct.ac.jp/sliffe/nurses-office/	
	資料 3-2-4-(2)-02_釧路工業高等専門学校保健室ほけんだより2021年春号	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/05/hokendayori2021sp.pdf	
	資料 3-2-4-(2)-03_釧路工業高等専門学校保健室ほけんだより2021年6月臨時号	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/06/hokendayori2021_6_tenp.pdf	
	資料 3-2-4-(2)-04_釧路工業高等専門学校保健室ほけんだより2021年冬号	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/12/hokendayori2021wi.pdf	
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇相談実績 (相談・対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料		
	資料 3-2-2-(2)-01_令和3年度第11回学生相談室会議「資料1_利用統計報告について」		再掲
	資料 3-2-2-(2)-02_令和3年度第11回学生相談室会議「資料4_令和3年度の反省及び次年度への申し送り事項について」		再掲
	資料 3-2-4-(3)-01_令和3年度8月定例学生委員会議事概要	1.報告事項 (1)学生相談室から	
	資料 3-2-4-(3)-02_令和3年度ハラスメント防止に関する研修の実施について (通知)		
	資料 3-1-1-(9)-01_令和3年度第12回安全衛生委員会議事概要	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点等により、講話・実技を伴う「救命救命講習会」、「メンタルヘルス講演会」は実施が困難であった。	再掲
	資料 3-2-4-(3)-03_令和3年度第1回いじめ対策委員会議事概要		
	資料 3-2-4-(3)-04_令和3年度第2回いじめ対策委員会議事概要		
	資料 3-2-4-(3)-05_令和3年度第3回いじめ対策委員会議事概要		
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料		

	資料 3-2-4-(3)-06_令和3年度奨学金給付金受給者一覧		
観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】 ○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。 また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。 ○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。 ○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料 3-1-1-(11)-03_11-26 釧路工業高等専門学校委員会規則	令和2年4月1日施行	再掲
	資料 3-2-2-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校校務分掌		再掲
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（複数チェック■可）	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料		
■ キャリア教育に関する研修会・講演会の実施	資料 3-2-5-(2)-01_令和3年度第1回キャリア教育支援委員会議事概要		
■ 進路指導用マニュアルの作成	資料 3-2-5-(2)-02_令和3年度第2回キャリア教育支援委員会議事概要		
■ 進路指導ガイダンスの実施	資料 3-2-5-(2)-03_令和3年度第3回キャリア教育支援委員会議事概要		
□ 進路指導室	資料 3-2-5-(2)-04_令和3年度第4回キャリア教育支援委員会議事概要		
□ 進路先（企業）訪問	資料 3-2-5-(2)-05_令和3年度第5回キャリア教育支援委員会議事概要		
■ 進学・就職に関する説明会	資料 3-2-3-(1)-02_1-1 釧路工業高等専門学校学則_別表第1(一般科目教育課程)	TOEIC演習	再掲
■ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談	資料 3-2-5-(2)-06_8-04 成績の試験評価および進級並びに卒業内規		
■ 資格取得による単位修得の認定	資料 3-2-3-(1)-01_1-1 釧路工業高等専門学校学則_本文		再掲
■ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等	資料 3-2-2-(2)-03_令和3年度第1回国際交流委員会議事概要		再掲
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (2)の取組が機能しているか。	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
■ 機能している	資料 3-2-5-(3)-01_令和3年度第5回キャリア教育支援委員会資料02_企業アンケート		
	資料 3-2-5-(3)-02_令和3年度第5回キャリア教育支援委員会資料07_ハローワークくしろサポートルームについて		
	資料 3-2-5-(3)-03_令和3年度第5回キャリア教育支援委員会資料06_各分野におけるキャリア教育について		

	資料 3-2-5-(3)-04_令和3年度第5回キャリア教育支援委員会資料09-1_学外実習の手引き（本科編）		
	資料 3-2-5-(3)-05_令和3年度第5回キャリア教育支援委員会資料09-2_インターンシップの手引き（専攻科編）		
	資料 3-2-5-(3)-06_令和3年度第5回キャリア教育支援委員会資料09-3_8-06 学外実習取扱要項		
	資料 3-2-5-(3)-07_令和3年度第5回キャリア教育支援委員会資料09-4_8-07 専攻科学外実習取扱要項		
	資料 3-2-5-(3)-08_令和3年度4月定例教務委員会議事概要	2.審議事項 (10)特別学修単位の認定について	
	資料 3-2-2-(2)-04_令和3年度第5回国際交流委員会議事概要		再掲

観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
■ 整備している	資料 3-1-1-(11)-03_11-26 釧路工業高等専門学校委員会規則	令和2年4月1日施行	再掲
	資料 3-2-2-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校校務分掌		再掲
	資料 3-2-6-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P53（学生会）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	
	資料 3-2-6-(1)-02_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P51-63（3 学生会関係）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
	資料 3-2-6-(1)-03_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P85-89（6 福利・厚生関係）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
■ なっている	資料 3-2-6-(2)-01_令和3年度第1回クラブ顧問会議議事概要		
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
■ 機能している	資料 3-2-6-(2)-01_令和3年度第1回クラブ顧問会議議事概要		再掲

観点3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学のもととして有効に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
--------------------------	-------------------	----	----

(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料 3-2-7-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P11（学則及び諸規則 第8章 寄宿舎）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
	資料 3-2-7-(1)-02_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P69-84（5 寄宿舎関係）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
	資料 3-2-7-(1)-03_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P104-105（釧路高専学生寮平面図）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
	資料 3-2-7-(1)-04_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P54（学生寮（鶴翔寮））	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	
(2) 生活の場として整備しているか。 ■ 整備している	資料 3-1-1-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P60（施設概況、配置図）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	再掲
	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
	資料 3-2-7-(1)-03_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P104-105（釧路高専学生寮平面図）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	再掲
	資料 3-2-7-(1)-04_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P54（学生寮（鶴翔寮））	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	再掲
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
	資料 3-2-7-(1)-03_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P104-105（釧路高専学生寮平面図）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	再掲
	資料 3-2-7-(1)-04_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P54（学生寮（鶴翔寮））	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	再掲
	資料 3-2-7-(3)-01_令和3年度4・5月寮関係行事		
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料		
	資料 3-2-7-(1)-04_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P54（学生寮（鶴翔寮））	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	再掲
	◇勉学の場としての活用実績がわかる資料		
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料 3-2-3-(1)-06_03 令和3年度釧路工業高等専門学校寮務関係申し合せ類集	令和3年12月編集	再掲
3－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

優れた点			
観点3-2-②「学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか」において、令和元年度に受審した機関別認証評価で「優れた点」として挙げられた事項（下線部）について、令和3年度の取り組みを点検・評価した。<u>工学系専門科目の理解に必要な理数系基礎学力の習得、入学時における学力の補充及び学習習慣の定着についてのニーズに対して、数学や物理を苦手とする学生に対するリメディアル教育と学習習慣の定着を目的とした特別補習・自学自習支援（SSL数学、SSL物理）が継続的に実施されており、SSL数学は第2学年にも対象が拡大された。加えて、高度な数学に対する興味を抱く学生のニーズに対して、数学を通して探求心、論理的思考、発信力、創造力、チャレンジ精神等を育むことを目的とした数学特進学習が継続的に実施されている。</u> 観点3-2-③「特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか」において、令和元年度に受審した機関別認証評価で「優れた点」として挙げられた事項（下線部）について、令和3年度の取り組みを点検・評価した。<u>個別の配慮を必要とする学生を把握するため、入学前に学生の出身中学校へ連絡をとって必要に応じて情報収集を行い、4月に行われる教員会議で学生相談室による情報共有が継続的に実施されている。支援の必要がないと判断され、担任を中心とした体制に移行するまで、障害学生委員会が中心となり、支援の取組を継続している。</u>			
改善を要する点			
観点3-1-①「学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか」において、学生寮の利用状況や満足度については、退寮した学生へのアンケートも行うべきである。一方、教育施設・設備については、「施設に関するアンケート調査」の調査対象者に学生が含まれておらず、利用状況や満足度等の把握、これに基づく改善等の確認ができなかった。実施とエビデンスの整備が必要である。 観点3-1-②「教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか」において、学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制は整備されているが、機能していることの確認ができなかった。実施とエビデンスの整備が必要である。 観点3-2-④「学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか」において、 ・(1)において、学生相談室Webサイトの相談受付フォームで、「個人情報管理と守秘義務については釧路高専のプライバシーポリシーに準拠し、十分に配慮します。」とあるが、“釧路高専のプライバシーポリシー”が公表されていない。公表する必要がある。令和3年度の自己点検・評価で指摘した点であるが、実施されていない。 ・(3)において、(1)で選択した該当項目のうち「ハラスメント等」に係る相談実績（相談・対応例）、委員会等の実施状況がわかる根拠資料が確認できなかった。釧路工業高等専門学校評価・改善基本方針で定められた自己点検・評価の進め方についてコンセンサスを得る必要がある。令和3年度の自己点検・評価で指摘した点であるが、実施されていない。 ・(3)において、令和3年度実施機関別認証評価から、“統計資料等から利用実績、委員会等の開催状況がわかるか”という文言が追加されたため、(1)で選択した該当項目に対応する件数等を公表する必要がある。令和3年度の自己点検・評価で指摘した点であるが、実施されていない。 ・令和3年10月28～11月26日の期間で本校全教職員に対して、動画視聴によるハラスメント防止に関する研修（資料3-2-4-(3)-02）が実施されたが、実効性の観点から、可能な範囲で実際の事例を取り上げる方法を検討すべきである。令和3年度の自己点検・評価で指摘した点であるが、実施されていない。令和3年度もハラスメントに関する複数の相談があった。			

end ←消去しないこと（マクロ用）

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点

4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

観点 4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。

【留意点】

- 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものかなどについて分析すること。

関係法令 (設)第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表 資料 4-1-1-(1)-01_令和3年度独立行政法人国立高等専門学校機構財務諸表 資料 4-1-1-(1)-02_令和2年度独立行政法人国立高等専門学校機構財務諸表 資料 4-1-1-(1)-03_令和元年度独立行政法人国立高等専門学校機構財務諸表 資料 4-1-1-(1)-04_平成30年度独立行政法人国立高等専門学校機構財務諸表 資料 4-1-1-(1)-05_平成29年度独立行政法人国立高等専門学校機構財務諸表 ◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料 ◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料	https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoR3.pdf https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoR2.pdf https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoR1.pdf https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH30.pdf https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH29.pdf	
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	◇その内容を確認できる資料 資料 3-1-1-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P60（施設概況、配置図）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	再掲
(3) 過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学科、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している	◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学科、検定料等の収入状況 資料 4-1-1-(3)-01_令和3年度学内収支決算 資料 4-1-1-(3)-02_令和2年度学内収支決算 資料 4-1-1-(3)-03_2019収支決算案 資料 4-1-1-(3)-04_H30学内収支決算 資料 4-1-1-(3)-05_H29年度財務状況_2018学校要覧抜粋		

	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
(4) 過去 5 年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ■ 支出超過となっていない	◇過去 5 年間の資金収支計算書及び消費収支計算書 資料 4-1-1-(4)-01_令和3年度独立行政法人国立高等専門学校機構決算報告書 資料 4-1-1-(4)-02_令和2年度独立行政法人国立高等専門学校機構決算報告書 資料 4-1-1-(4)-03_令和元年度独立行政法人国立高等専門学校機構決算報告書 資料 4-1-1-(4)-04_平成30年度独立行政法人国立高等専門学校機構決算報告書 資料 4-1-1-(4)-05_平成29年度独立行政法人国立高等専門学校機構決算報告書 ◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。	https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/information/kessanR3.pdf https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/information/kessanR2.pdf https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/information/kessanR1.pdf https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH30.pdf https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH29.pdf	
観点 4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等 資料 4-1-2-(1)-01_11-01 釧路工業高等専門学校運営会議規則 ◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料 資料 4-1-2-(1)-02_令和3年度学内予算基本方針	平成31年4月1日施行	
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 資料 4-1-2-(1)-02_令和3年度学内予算基本方針		再掲
観点 4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。			
【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。			
関係法令（設）第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料 4-1-3-(1)-01_令和3年度収入支出予算		
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料 4-1-3-(1)-01_令和3年度収入支出予算		再掲
	◇予算関連規程等		
	資料 4-1-2-(1)-01_11-01 釧路工業高等専門学校運営会議規則	平成31年4月1日施行	再掲
	資料 4-1-3-(1)-02_5-22 釧路工業高等専門学校校長裁量経費取扱要項	平成26年5月15日施行	
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料 4-1-3-(1)-03_令和3年度4月釧路工業高等専門学校定例運営会議議事概要		
	資料 4-1-3-(1)-04_令和3年度5月釧路工業高等専門学校定例運営会議議事概要		
(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		
	資料 4-1-3-(1)-05_釧路工業高等専門学校キャンバスマスタープラン 2019	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/pdf/Campus_Master_Plan_2019.pdf	
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。		
	資料 4-1-2-(1)-02_令和3年度学内予算基本方針		再掲
	資料 4-1-3-(1)-01_令和3年度収入支出予算		再掲
観点4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。			
【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。			
関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。	◇作成・公表状況がわかる資料		

■ 作成・公表している	資料 4-1-1-(1)-01_令和3年度独立行政法人国立高等専門学校機構財務諸表	https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoR3.pdf	再掲
	資料 4-1-1-(1)-02_令和2年度独立行政法人国立高等専門学校機構財務諸表	https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoR2.pdf	再掲
	資料 4-1-1-(1)-03_令和元年度独立行政法人国立高等専門学校機構財務諸表	https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoR1.pdf	再掲
	資料 4-1-1-(1)-04_平成30年度独立行政法人国立高等専門学校機構財務諸表	https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH30.pdf	再掲
	資料 4-1-1-(1)-05_平成29年度独立行政法人国立高等専門学校機構財務諸表	https://www.kosen-k.go.jp/Portals/0/resources/documents/zaimusyohyoH29.pdf	再掲
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ■ 実施している	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）		
	資料 4-1-4-(2)-01_5-01 釧路工業高等専門学校会計監査実施規程	平成19年4月1日適用	
	資料 4-1-4-(2)-02_令和3年度学内定期監査について（通知）		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料 4-1-4-(2)-03_令和3年度公的研究費監査報告書（表紙写し）		
	資料 4-1-4-(2)-04_R3年度高専相互会計内部監査報告書		
	資料 4-1-4-(2)-05_(別紙3) 03釧路←22沼津R3監査報告事項等一覧		
	資料 4-1-4-(2)-06_令和3年度会計監査人による往査結果報告（釧路のみ抜粋）		
4－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
評価の視点			
4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。			
【留意点】 ○ 観点2－1－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2－1－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。 ○ 本観点各項目の分析に加えて、研究または地域貢献活動に係る優れた取組が認められる場合には、各校の判断により、(7)(8)において「より望ましい取組」として分析することが可能である。 なお、これらの項目を分析する場合には、選択的評価事項A・Bは分析しないこと。			
関係法令（法）第120条第3項（施）第175条（設）第3条の3、第10条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料 資料 3-1-1-(11)-01_2-1 釧路工業高等専門学校運営組織規則	令和4年4月1日施行	再掲
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等） 資料 3-1-1-(11)-03_11-26 釧路工業高等専門学校委員会規則 資料 4-2-1-(2)-01_11-19 釧路工業高等専門学校審査委員会規則 資料 3-1-1-(11)-02_11-20 釧路工業高等専門学校企画会議規則 資料 4-2-1-(2)-02_11-03 釧路工業高等専門学校教員会議規則 資料 4-1-2-(1)-01_11-01 釧路工業高等専門学校運営会議規則 資料 4-2-1-(2)-03_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P15（組織）	令和4年4月1日施行 令和4年4月1日施行 令和2年7月29日施行 平成31年4月1日施行 平成31年4月1日施行 https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	再掲 再掲
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料 資料 4-2-1-(3)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校学生便覧 P6（2 学則及び諸規則 (1)釧路工業高等専門学校学則 第3章 学科、学級数、入学定員及び教職員組織）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/04/釧路高専-学生便覧令和3年.pdf	
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料 4-2-1-(4)-01_2-2 釧路工業高等専門学校事務組織及び事務分掌規則	令和4年4月25日施行、4月1日適用	
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規程等、教員と事務職員が構成員として構成されている合議体がわかる資料 資料 3-2-2-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校校務分掌		再掲
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事録等。） 資料 4-2-1-(6)-01_R3年度各種委員会等開催状況 資料 4-2-1-(6)-02_R3年度主要会議等開催状況		
(7) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められており、また改善を図っていくための体制が整備され機能しているか。（より望ましい取組として分析） (リストから選択してください)	◇規程等の整備状況がわかる資料		
	◇活動状況等がわかる資料（議事録等）		

(8) 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められており、また改善を図っていくための体制が整備され機能しているか。（より望ましい取組として分析）	◇規程等の整備状況がわかる資料		
(リストから選択してください)			
	◇活動状況等がわかる資料（議事録等）		

観点 4－2－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料 資料 4-2-2-(1)-01_7-1 釧路工業高等専門学校災害対策要綱 資料 4-2-2-(1)-02_7-2 釧路工業高等専門学校自家用電気工作側物保安規則 資料 4-2-2-(1)-03_7-3 釧路工業高等専門学校受動喫煙防止対策についての指針 資料 4-2-2-(1)-04_7-4 釧路工業高等専門学校危機管理規則 資料 4-2-2-(1)-05_7-5 釧路工業高等専門学校学校保健安全計画実施要項 資料 4-2-2-(1)-06_7-6 釧路工業高等専門学校インフルエンザ対策ガイドライン	令和4年4月1日施行 令和3年7月1日施行 令和元年7月1日実施 令和4年4月1日適用 平成23年4月1日施行 平成28年1月26日改正	
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料 資料 4-2-2-(2)-01_釧路工業高等専門学校危機管理マニュアル 資料 4-2-2-(2)-02_釧路工業高等専門学校防災マニュアル	平成24年4月1日更新 平成29年9月20日改定	
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料 資料 4-2-2-(3)-01_R1総合防災訓練実施要項抜粋 資料 4-2-2-(3)-02_R2総合防災訓練実施計画書 資料 4-2-2-(3)-03_R3総合防災訓練実施計画書		

観点 4－2－③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

【留意点】

- 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるかなどについて、分析すること。
- 本観点各項目の分析に加えて、研究または地域貢献活動に係る優れた取組が認められる場合には、各校の判断により、(3)(4)において「より望ましい取組」として分析することが可能である。

なお、これらの項目を分析する場合には、選択的評価事項A・Bは分析しないこと。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■ 行っている	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
	資料 4-2-3-(1)-01_令和3年度釧路工業高等専門学校要覧 P15（共同研究、科学研究費助成事業）	https://www.kushiro-ct.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/yoran2021.pdf	
	資料 4-2-3-(1)-02_H29年度実績_共同研究・科研費・外部資金_学校要覧抜粋		
	資料 4-2-3-(1)-03_H30年度実績_共同研究・科研費・外部資金_学校要覧抜粋		
	資料 4-2-3-(1)-04_R2年度実績_共同研究・科研費・外部資金_学校要覧抜粋		
	資料 4-2-3-(1)-05_R3年度実績_共同研究・科研費・外部資金_学校要覧抜粋		
	資料 4-2-3-(1)-06_R元年度実績_共同研究・科研費・外部資金_学校要覧抜粋		
	資料 4-2-3-(1)-07_科研費獲得のための取組について		
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
■ 整備されている	資料 4-2-3-(2)-01_5-24 釧路工業高等専門学校公的研究費等の取扱いに関する内規	平成28年4月1日施行	
	資料 4-2-3-(2)-02_5-25 釧路工業高等専門学校外部資金の間接経費に係る取扱要項	令和元年7月25日改正	
	資料 4-2-3-(2)-03_5-17 釧路工業高等専門学校科学研究費事務取扱要項	平成23年9月15日施行	
(3) 研究活動の目的等に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。（より望ましい取組として分析）	◇体制がわかる資料（規程等）		
（リストから選択してください）			
(4) 研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。（より望ましい取組として分析）	◇成果がわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。
- 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を实践する活動例について分析すること。
- 財務的資源については、観点4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。
- 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）
 - ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）
 - ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料
 - ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料
 - ・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料
 - ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料
- 本観点各項目の分析に加えて、研究または地域貢献活動に係る優れた取組が認められる場合には、各校の判断により、(2)(3)において「より望ましい取組」として分析することが可能である。
 なお、これらの項目を分析する場合には、選択的評価事項A・Bは分析しないこと。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■ 活用している	◇活用状況がわかる資料 資料4-2-4-(1)-01_R3.10.29機械翻訳に関する特別講演」を開催しました	ウェブサイト	
	資料4-2-4-(1)-02_R3.12本校卒業生による講演会を開催しました	ウェブサイト	
	資料4-2-4-(1)-03_R3.12.22原子力発電についての特別講義を実施しました	ウェブサイト	
(2) 地域貢献活動等の目的に照らして、活動が計画的に実施されているか。（より望ましい取組として分析） （リストから選択してください）	◇活動状況がわかる資料		
(3) 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。（より望ましい取組として分析） （リストから選択してください）	◇活動成果がわかる資料		

観点 4－2－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

【留意点】

- ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点 2－4－③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。
- SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令（設）第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。	◇規程等の資料		
■ 実施している	資料 4-2-5-(1)-01_「【高専機構】令和3年度事業報告書及び自己点検評価書作成に係る調査」回答内容		
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		

4－2 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

評価の視点

4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点 4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。

関係法令（施）第165条の2、（施）第172条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（複数チェック■可）	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針	資料 4-3-1-(1)-01_釧路高専ウェブサイト_情報公開		

■ 教育研究上の基本組織			
■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	◇【様式2－5】ウェブサイト掲載項目チェック表		
■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況			
■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画			
■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準			
■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境			
■ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用			
■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援			
4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準4

優れた点			
改善を要する点			

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点 5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。			
観点 5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】 ○ 観点 1－2－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
関係法令 （設）第15条、第16条、第17条、第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■ 配置している	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01_別表1		
	資料5-1-1-(1)-02_別表2		
	資料5-1-1-(1)-03_別表3		
	資料5-1-1-(1)-04_別表4		
	資料5-1-1-(1)-05_附則別表		
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ■ 配慮している	◇配慮していることがわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01_別表1		再掲
	資料5-1-1-(1)-02_別表2		再掲
	資料5-1-1-(1)-03_別表3		再掲
	資料5-1-1-(1)-04_別表4		再掲
(3) 進級に関する規程を整備しているか。 ■ 整備している	◇進級に関する規程の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01_学業成績の試験、評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規の申し合わせ		
	資料5-1-1-(3)-02_成績の試験評価および進級並びに卒業内規（R4.6.29改正）		
(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01_2021年度年間行事予定表		

(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(5)-01_2021前期授業時間割ver.6		
	資料5-1-1-(5)-02_2021後期授業時間割		
観点5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。			
【留意点】 ○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規的教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。			
関係法令（設）第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（複数チェック■可）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
□ 他学科の授業科目の履修を認定	資料5-1-2-(1)-01_2021年度_学外実習単位認定届		
■ インターンシップによる単位認定	資料5-2-2-(1)-02_2021年度_シラバス_1年_英語		
□ 専攻科課程教育との連携	資料5-2-2-(1)-03_2021年度_シラバス_1年_英語 (1)		
■ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成	資料5-2-2-(1)-04_2021年度_シラバス_1年_英語 (2)		
■ 資格取得に関する教育	資料5-2-2-(1)-05_2021年度_シラバス_2年_英語		
□ 他の高等教育機関との単位互換制度	資料5-2-2-(1)-06_2021年度_シラバス_2年_英語 (1)		
■ 個別の授業科目内での工夫	資料5-2-2-(1)-07_2021年度_シラバス_2年_英語 (2)		
□ 最先端の技術に関する教育	資料5-2-2-(1)-08_2021年度_シラバス_3年_英語		
□ その他	資料5-2-2-(1)-09_2021年度_シラバス_3年_習熟度英語		
	資料5-2-2-(1)-10_2021年度_シラバス_4年_英語		
	資料5-2-2-(1)-11_2021年度_シラバス_4年_英会話		
	資料5-2-2-(1)-12_2021年度_シラバス_4年_TOEIC演習		
	資料5-2-2-(1)-13_2021年度_シラバス_5年_英語コミュニケーション		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
■ 適切に取り扱っている			

	資料5-1-2-(2)-01_学則_本文	第28条	

観点5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】

- 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
 - 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。
 - 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
- (注) PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等）		
■ 行っている	資料5-1-3-(1)-01_2021年度「複合融合演習」シラバス		
	資料5-1-3-(1)-02_2021年度「卒業研究」シラバス		
	資料5-1-3-(1)-03_2021年度スマートメカニクスコース「創造工学基礎演習」シラバス		
	資料5-1-3-(1)-04_2021年度電気工学分野「電子計算機I」シラバス		
	資料5-1-3-(1)-05_2021年度電子工学分野「創造工学」シラバス		
	資料5-1-3-(1)-06_2021年度建築工学分野「デザイン工学」シラバス		
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-07_2021年度複合融合演習予定表		
	各分野の卒業研究テーマ	教務委員会として集めていないためエビデンス資料無し	
	各分野の卒業研究テーマ	教務委員会として集めていないためエビデンス資料無し	
	各分野の卒業研究テーマ	教務委員会として集めていないためエビデンス資料無し	
	各分野の卒業研究テーマ	教務委員会として集めていないためエビデンス資料無し	
	各分野の卒業研究テーマ	教務委員会として集めていないためエビデンス資料無し	

	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。 資料5-1-3-(1)-08_2021年度_建築学分野の学生による作品が「アフターコロナの世界」コンペティションで審査員賞を受賞しました－釧路工業高等専門学校 資料5-1-3-(1)-09_2021年度_専攻科学生2名が研究発表で賞を受賞しました－釧路工業高等専門学校 資料5-1-3-(1)-10_2021年度_本校学生が教育システム情報学会北海道支部学生研究発表会で優秀賞他を受賞しました－釧路工業高等専門学校		
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの中での具体的な工夫内容等。） 資料5-1-3-(2)-01_2021年度_学外実習I 資料5-1-3-(2)-02_2021年度_学外実習II 資料5-1-3-(2)-03_2021年度_学外実習取扱要項 ◇実施状況がわかる資料 資料5-1-3-(2)-02_2021年度_学生実習先一覧 ◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
5－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
【優れた点】 令和元年度に受信した機関別認証評価で「優れた点」として挙げられた事項について、令和4年度の取り組みを点検・評価した。 創造力を育む教育方法の工夫として、本格的な専門教育が始まる2年次において、各専門分野の基礎的内容と思考力を養う内容を組み合わせた授業科目としてスマートメカニクスコースでは「創造工学基礎演習」、エレクトロニクスコースでは「電子計算機I」，「創造工学」，建築デザインコースでは「デザイン工学」が継続的に開講されている。 これらの創造性を育む教育方法の工夫の結果，各専門分野の卒業研究発表や関連学会での発表，プログラミングコンテストや建築コンテストでの入賞，未踏ジュニアプロジェクト採択，地域貢献表彰の受賞の他，本校学生が教育システム情報学会北海道支部学生研究発表で5年連続となる優秀発表賞を受賞するなど成果をあげている。 【改善を要する点】 【メモ】 電子工学分野の「創造工学」の名称の授業はR4年度からは無い（内容から「電子機器実習」が相当すると思われる）。			

評価の視点 5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。			
観点5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令（設）第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ☒ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料5-1-1-(5)-01_2021前期授業時間割ver.6		再掲
	資料5-1-1-(5)-02_2021後期授業時間割		再掲
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可） ☐ 教材の工夫 ☒ 少人数教育 ☐ 対話・討論型授業 ☐ フィールド型授業 ☐ 情報機器の活用 ☒ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ☐ 一般科目と専門科目との連携 ☒ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料5-2-1-(2)-01_2021学習支援センター活動報告_1年SSL数学		
	資料5-2-1-(2)-02_2021学習支援センター活動報告_2年SSL数学		
	資料5-2-1-(2)-03_2021学習支援センター2021活動報告_特進数学		
	資料5-2-1-(2)-04_2021学習支援センター2021活動報告_SSL物理		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料5-2-1-(2)-01_2021_前期授業公開実施要領		
資料5-2-1-(2)-02_2021年度_後期授業公開実施要領			

	資料5-2-2-(2)-05_2021年度_授業評価アンケート実施要項		
	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。 ■ 確保している	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
	資料5-1-1-(4)-01_2021年度年間行事予定表		再掲
	資料5-1-1-(5)-01_2021前期授業時間割ver.6		再掲
	資料5-1-1-(5)-02_2021後期授業時間割		再掲
	資料5-2-2-(3)-01_2021年度_【遠隔】前期授業時間割0528		
(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。 ■ 1単位時間＝50分で規定、45分で運用	◆1単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料5-2-2-(4)-01_2021年度前期補講・答案返却時間割		
	資料5-2-2-(4)-02_2021年度後期末答案返却・補習時間割		
(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 ■ 明示している	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料		
	資料5-2-2-(5)-01_釧路高専-学生便覧令和3年度		
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 (複数チェック■可) ☐ 授業外学習の必要性の周知 ☐ 事前学習の徹底 ☐ 事後展開学習の徹底	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料		
	資料5-2-2-(6)-01_2021年度_授業実施記録_様式		

☒ 授業外学習の時間の把握 ☐ その他			
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		
5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
改善の取り組み	成績保管システムの本格運用が開始された。		
評価の視点 5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点 5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。 【留意点】 なし。			
関係法令（設）第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断しない			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ☒ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料5-1-1-(3)-01_学業成績の試験、評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規の申し合わせ		再掲
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ☒ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料5-3-1-(2)-01_2021年度_進級認定（R040311教員会議）		

	資料5-3-1-(2)-02_2021年度_卒業認定・修了認定審議（R040228教員会議）		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料5-2-2-(2)-05_2021年度_授業評価アンケート実施要項		再掲
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01_学業成績の試験、評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規の申し合わせ	学生便覧に同様のものがある	再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握していない	◇認知状況がわかる資料		
(6) 定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01_学業成績の試験、評価及び進級並びに卒業の認定に関する内規の申し合わせ		再掲
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料5-1-1-(4)-01_2021年度年間行事予定表		再掲
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） □ 成績評価の妥当性の事後チェック	資料5-3-1-(8)-01_成績保管用サーバについて-R3年度7月定例教務委員会	R4から年度にわたる同一試験のチェックをしている。R3ではその準備	
	資料5-2-2-(4)-01_2021年度前期補講・答案返却時間割	試験問題のレベルが適切であるかはチェックしていない	再掲

■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック □ 試験問題のレベルが適切であることのチェック □ その他(G P A の進級判定への利用、成績分布のガイドラインの設定等)	資料5-2-2-(4)-02_2021年度後期末答案返却・補習時間割		再掲
	資料5-1-1-(4)-01_2021年度年間行事予定表		再掲
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
改善を要する点		成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているものの今年度も学生の認知状況の把握には至らなかった。	
観点 5－3－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。 【留意点】 なし。			
関係法令 （法）第117条 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料5-1-2-(2)-01_学則_本文		再掲
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-1-1-(3)-02_成績の試験評価および進級並びに卒業内規		再掲

(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料 資料5-3-2-(3)-01_ (レジュメ) R040228教員会議 資料5-3-2-(3)-02_ (議事概要) R040228教員会議		
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料5-1-1-(3)-02_成績の試験評価および進級並びに卒業内規		再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 資料5-3-2-(5)-02_R3年度_第5学年_一般科目履修願		
5－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
改善の取り組み			
	R3年度から卒業認定基準の学生の認知状況の把握が成された		
基準 5			
優れた点			

改善を要する点

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点 6－1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。			
観点 6－1－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
関係法令 （設）第3条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01_R04年度学生募集要項		
	資料6-1-1-(1)-02_R04年度入学者選抜実施要項（推薦選抜・特別推薦選抜・自己推薦選抜）		
	資料6-1-1-(1)-03_R04年度入学者選抜実施要項（学力選抜）		
	資料6-1-1-(1)-04_R04年度入学者選抜合否判定基準（非公開）		
観点 6－1－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
【留意点】 なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-01_入学者選抜方法研究専門部会設置要項		
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-02_R02年度第4回入学試験委員会議事概要	入試方法改善ワーキンググループによる改善の提言	

(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料6-1-2-(1)-02_R02年度第4回入学試験委員会議事概要	入試動機アンケートの調査および分析	再掲
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	資料6-1-2-(3)-01_R02年度第5回入学試験委員会議事概要（令和4年度以降の入学 者選抜について）		
	資料6-1-2-(3)-02_R03第1回入学試験委員会議事（令和4年度以降の入学 者選抜改善の方向性について）		
観点6－1－③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。			
関係法令（設）第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年3月31日文部科学省告示第45号）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所		
	資料5-1-2-(2)-1_学則_本文	学則第7条3項	再掲
	資料2-1-1-(1)-1_創造工学科の教育上の編成等に関する規則（H28.4.1施行）	創造工学科の教育上の編成等に関する規則第3条	再掲

(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料1-1-1-(1)-05 委員会規則	入学試験委員会として整備	再掲
	資料6-1-3-(2)-02 広報戦略室規則		
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【様式2-2】平均入学定員充足率計算表		
	資料6-1-3-(3)-01 入学定員充足率		
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
6-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準6

優れた点

--	--

改善を要する点			

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(1)-01_R3年度教務関係申し合わせ類集（p.11-13, p21-22）		
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料5-3-1-(2)-02_2021年度_卒業認定・終了認定審議（R040228教員会議）		再掲
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(1)-02_R3年度学生の異動状況_墨消し（R040401_4月定例教務委員会）		
	資料7-1-1-(1)-03_R3年度未修得進級・原級・休学・退学・除籍者一覧（R040401_4月定例教務委員会）		
	資料7-1-1-(1)-04_R3年度達成度評価アンケート結果（R040603_6月定例教務委員会）		
◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。			

		卒業学生に対する達成度評価アンケートより、ディプロマ・ポリシーのすべての項目について「到達できた」「十分に到達できた」という回答が80%以上であること、また、すべての項目について卒業までに到達できたと評価されていることから、本校のディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果が認められると判断できる。	
観点7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。 【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点7-1-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料1-1-1-(1)-05_委員会規則		再掲
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料7-1-1-(1)-04_R3年度達成度評価アンケート結果（R040603_6月定例教務委員会）		再掲
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(3)-01_令和3年11月25日送付-卒業生・修了生アンケート結果（R040325_3月臨時教務委員会）		
	資料8-3-2-(3)-01_アンケート依頼文（卒業生・修了生）		

(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	資料7-1-2-(4)-01_令和3年11月25日送付-企業・団体アンケート結果（R040325_3月臨時教務委員会） 資料7-1-2-(4)-02_令和3年11月25日送付-進学先アンケート結果（R040325_3月臨時教務委員会） 資料8-3-2-(4)-01_アンケート依頼文（企業） 資料8-3-2-(3)-02_アンケート依頼文（大学）		
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 卒業生、企業、進学先へのアンケートでは本校のディプロマ・ポリシー7項目に関連した設問が用意されており、同年代の者と比較してどの程度、学習・教育の成果が認められるかを5段階で評価している。 卒業生に対するアンケートの結果では、コミュニケーション能力・英語力以外の項目については80%以上が同年代と比較して同程度～優れているとの評価であった。コミュニケーション能力・英語力に関しては卒業生自身の肯定的な評価は約40%であったが、企業へのアンケートでは7項目すべてにおいて90%以上の肯定的な評価、進学先へのアンケートでは80%以上の肯定的な評価であることから、本校の教育・学習の成果が認められると言える。		
観点7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 【留意点】なし。			
関係法令（法）第122条（施）第178条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） (1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 ◇【様式2－4】卒業生進路実績表 資料7-1-3-(1)-01_R3年度卒業・修了予定者の進路内定状況（R040314_キャリア教育支援委員会） 資料7-1-3-(1)-02_令和4年度釧路高専に関する参考資料	備考	再掲
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。			

■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	・自己点検・評価実施要項及び自己点検・評価申し合わせを制定して意見聴取の方法等について定め（令和元年度），平成28年3月卒業生及び就職・進学先宛のアンケートを発送した（令和2年度）. ・アンケートの分析から，学生が卒業時に身に付ける学力，資質・能力についての概ねの妥当性が認められた（令和3年度） ・社会の変化に適合した卒業生を輩出し続けることができるように，継続的な意見聴取と分析をおこなって卒業の認定における方針の確認・見直しに役立てる必要がある。		

7－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

基準 7

優れた点

改善を要する点

・観点7-1-①について，卒業する学生に対して達成度評価アンケートを実施しているが，令和3年度は5分野のうち2分野の学生からした回答を得られていない．本校の教育・学習の成果が認められるかどうかを分析するにはすべての分野において確実にアンケートを実施できるように実施方法や実施時期について見直しが必要である ・観点7-1-②について，根拠資料である7-1-②-(3)，7-1-②-(4)には，卒業生，進路先へのアンケートの集計結果に実施年度が記載されていないため，今後実施するアンケートを集計する際には実施年度がわかるように明記すべきである			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点			
8－1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】 ○ 観点 1－2－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の項目について分析すること。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ■ 配置している	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料8-1-1-(1)-01_		
	本校公式HP 建設・生産システム工学専攻_教育課程・単位数一覧		
	資料8-1-1-(1)-02_		
	本校公式HP 電子情報システム工学専攻_教育課程・単位数一覧		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/sstudy/div-advanced/		
観点 8－1－② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。			
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の項目について分析すること。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。 ■ 考慮している	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
	資料8-1-2-(1)-01_		
	本校公式HP 「生産情報システム工学」教育プログラム		
	https://www.kushiro-ct.ac.jp/2011/05/20/3395		
観点 8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、 根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
(根拠理由欄) 満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ■ 採用されている	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料8-1-3-(1)-01_R3_授業担当科目調		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 根拠資料より、単位換算で講義科目は建設生産66.7%，電子情報70.6%，演習科目は建設生産12.7%，電子情報7.1%，実験実習科目は20.6%，22.4%となり，講義科目は建設生産33科目，電子情報31科目と十分な選択肢がある。演習および実験実習科目は単位比率で建設生産33.3%，電子情報29.5%と実践的教育の場としての適切な授業形態といえる。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可） ☐ 教材の工夫 ☐ 少人数教育 ☐ 対話・討論型授業 ☐ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	情報機器の活用		
	資料8-1-3-(2)-01_		
	2021年度授業時間割（計算機室等使用授業）		
	一般科目と専門科目との連携		

☐ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ☒ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	資料8-1-3-(2)-02_		
	技術者倫理シラバス		
	https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/SyllabusEntry?department_id=21&subject_id=0033&year=2015		
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
観点 8－1－④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。			
【留意点】 ☐ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。 ☐ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
関係法令 (法)第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
☒ 満たしていると判断する			
(根拠理由欄)			
満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科の認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の項目について分析すること。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。 ☒ 行っている	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		
	資料8-1-4-(1)-01_		
	建設・生産システム工学専攻シラバス		
	https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/Dashboard#department_id=21		
	資料8-1-4-(1)-02_		
	電子情報システム工学専攻シラバス		
	https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/Dashboard#department_id=22		

観点8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。
また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

(根拠理由欄)

満たしていると判断する場合であって、J A B E E認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。
なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料8-1-5-(1)-01_		
	釧路工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則		
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料8-1-5-(2)-01_		
	令和3年度修了認定審議_R4.2.28教員会議議事概要		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(3)-01_		
	カリキュラム管理システム（WEB）		
	https://archive.libra.kushiro-ct.ac.jp/		
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-5-(4)-01_		
	釧路高専-学生便覧令和3年度.pdf (kushiro-ct.ac.jp)		
	資料8-1-5-(4)-02_		
	専攻科 - 釧路工業高等専門学校 (kushiro-ct.ac.jp)		

4

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-01_履修手続要領		
	資料8-1-5-(5)-02_履修届用紙		
(6) 定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料8-1-5-(1)-01_		
	釧路工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則		再掲
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料8-1-5-(7)-01_2021年度年間行事予定表		
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 □ 模範解答や採点基準の提示 □ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック □ 試験問題のレベルが適切であることのチェック □ その他(G P Aの進級判定への利用、成績分布のガイドラインの設定等)	資料8-1-5-(7)-01_2021年度年間行事予定表		再掲
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	定期試験終了後に答案返却期間、試験確認及び意見申立期間が設けられている。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点 8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

(根拠理由欄)

満たしていると判断する場合であって、J A B E E 認定プログラムの認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。
なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料8-1-6-(1)-01_		
	学則_第52条（修了年限）		
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準		
	資料8-1-6-(1)-01_学則_第57条（修了認定基準）		再掲
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料8-1-5-(2)-01_		
	令和3年度修了認定審議_「R4.2.28教員会議議事概要」		再掲
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-6-(4)-01_		
	令和3年度専攻科ガイダンス資料「専攻科の手引き（2年生用）」		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-02_履修届用紙		再掲

8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。

特記なし

評価の視点			
8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。			
観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】			
○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-01_令和4年度釧路高専専攻科学生募集要項		
観点8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
【留意点】			
なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	◇検証の体制に関する資料		
	資料8-2-2-(1)-01_委員会規則（第23条および別表1）		
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料8-2-2-(1)-01_委員会規則（第23条および別表1）		再掲

(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料 資料8-2-2-(2)-01_専攻科入学動機等に関するアンケート		
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	「専攻科入学動機等に関するアンケートについて」の学生からの回答は、2022年10月現在、集計・分析中で、今後の委員会等で検証予定（？）		
観点8－2－③ 実入学数、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規程の所掌において定員と実入学数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所 資料8-1-6-(1)-01_学則_第51条（専攻および入学定員）		再掲
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 資料8-2-2-(1)-01_委員会規則（第23条および別表1）		再掲

(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ☒ 適正である	◇【様式2-2】平均入学定員充足率計算表		
	資料8-2-3-(3)-01_「R3学校要覧」(H29～R3)定員及び現員・入学者数		
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ☒ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	過去5年間の平均入学定員充足率は建設・生システム工学専攻が0.74、電子情報システム工学専攻が1.40、両専攻平均で1.07となり、大幅な過不足はないものと考えられる。		
8-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特記なし			
評価の視点 8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。			
観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。 【留意点】 ☐ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限内修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		

■ 整備している	資料8-2-2-(1)-01_委員会規則（第23条および別表1）		再掲
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-3-1-(2)-01_R4.2.16専攻科委員会議事概要		
	資料8-1-5-(2)-01_		
	令和3年度修了認定審議「R4.2.28教員会議議事概要」		再掲
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
		令和3年度は「達成度評価アンケート」を実施していない	
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	上記専攻科委員会及び教員会議において建設・生産システム工学専攻12名、電子情報システム工学専攻17名、合計29名が学習・教育・研究の成果に基づき修了要件を充たしていることを確認し、修了認定している。		

観点8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ (1)の体制の整備が、観点8－3－①同じ体制で実施されている場合には観点8－3－①と同じ資料となる。

○ (2)(3)(4)は、観点1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料8-2-2-(1)-01_委員会規則（第23条および別表1）		再掲

(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料8-3-2-(2)-01_「授業評価アンケート」(ステップアップ提案書)		
	http://157.114.136.34/kekka/kekka34.php		
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(3)-02_アンケート依頼文(卒業生・修了生)		再掲
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(4)-03_アンケート依頼文(企業)		再掲
	資料7-1-2-(4)-04_アンケート依頼文(大学)		再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められない			
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
		専攻科生に係る各種アンケートの回答数が少ないため評価が難しい。	
観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲

(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式2－4】修了者進路実績表		
	資料8-3-3-(1)-01_R3学校要覧（H29～R3）卒業後の進路		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	就職先は建設業、製造業、電気・ガス業等、情報通信業、公務が100%であり、また進学先も技術大学院であることから、養成しようとする人材像にかなった成果が得られている。		

観点8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。

【留意点】

○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-1-5-(2)-01_		
	令和3年度修了認定審議「R4.2.28教員会議議事概要」		再掲

8－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

特記なし			

優れた点			
・成績評価や単位認定基準に関する学生の認知状況を把握するために、年度初めのガイダンスにおいて「履修手続要領」等資料の配布および教育課程・修了要件、単位制・選択制、在籍期間、学位取得に係る単位・開講科目、履修計画の説明を行い、「履修届用紙」により確認・受理している。 ・成績評価資料の保管サーバーの運用が開始された。			
改善を要する点			
・専攻科生に対する授業評価アンケートおよび修了生、企業、進学先大学などへのアンケート調査の回答数が極端に少ないため、実施方法の工夫が必要である。			
	end		